

特殊雇用形態と労働法

— 漁船員の労働者性 —

鯨 岡 稔 雄

一、序 説

二、歩合制度と共同経営論

三、非労働者化政策と民法上の組合契約

四、漁船員の労働者性否定の具体例

- (一) 戦前 労組法立案過程における漁船員の法的地位をめぐって
- (二) 戦後

- (1) 船員法施行期直前の通達案をめぐるトラブル
- (2) 労働協約書の「共同経営云々」の文言をめぐる労使紛争
- (3) 昭和二二年当時の鹿児島県労働基準局、同地労委の漁船員の労働者性についての見解
- (4) 片浦港巾着網漁船遭難事件における網子の労働者性問題

一、序 説

資本主義の矛盾から産み落とされた労働法の歩みは、保護対象となる「労働者」概念の拡大の歴史とも言える。一定

の狭い範囲の労働者を対象とする個別的労働法規の生成に始まって、全労働者を対象とする統一的労働法規へと発展する。

日本の労働法の発達プロセスは、先進資本主義諸国にはみられぬ極めて特異な性格をもってきたが、第二次世界大戦後は、曲りなりにも統一的労働法規の誕生へとこぎつけた。だが、それもほんのつかの間にして、官公労働者は「全体の奉仕者」あるいは「公共の福祉」という大義名分のもとに、民間一般労働者から分断され、特別労働法規の下に規制されてしまった。

制度面において労働者としての保障が制限禁止されている官公労働者にひきかえ、民間労働者の場合は、一見制度や形式面では手厚い保護を受けているように思われるが、現実には中規模以上の企業のいわゆる年功序列型賃金制と、終身雇用制下にある正規の従業員（本工）だけがその対象となつていくにすぎない。

彼等はその職務内容が製造部門であれ、販売部門であれ、企業目的達成に直結する業務に従事する労働者なので、企業サイドからみてもコンスタント抱えておかなければならない精鋭なのである。この精鋭は、新規学卒者の定期採用試験をくぐりぬけ、社内教育の洗礼を受け、企業忠誠心をみっちり身につけた「会社人間」だけに、会社は長い不況に出合っても、最後まで手離さないように努める。その温情に加えて、いわゆるフリンジ・ベネフィットとしての企業内福祉厚生措置も充分行き届いている。それに応えて、従業員側も企業別組合をつくり、会社に対しては、運命共同体意識の下に労使協調に精一杯励むことになる。

これは日本の労使関係のなかで陽の当る明るい部分であるが、これを支える陰の暗い部分のあることも忘れてはならない。外尾健一教授は、陰の部分にあたる労働者の法的地位と、使用者サイドからみでの魅力について、次のように述べている。すなわち、

「わが国の企業には、多くの場合、正規の従業員（本工）の外に、臨時工、臨時職員、非常勤職員、準社員、日雇、パ

ート、アルバイト、嘱託等々無数の名称をもった臨時の従業員が存在し、実質上は正規の従業員と同一の業務に従事しながら、景気変動の際の雇用量調節の安全弁としての役割を果しているのである。これらの臨時的労働者は、ほとんどの場合、期間の定めのある契約を締結し、短期の契約であるという理由で労働保護法の適用が排除され、ベース・アップや退職金、福利厚生施設の利用等の恩恵に浴していない。そして、企業の側に必要があるかぎり契約は更新されるが、必要がなくなれば期間の満了を理由に雇止めがなされているのである。¹⁾

しかし、企業にとってこれらの臨時的労働者のメリットはこれだけに尽きない。正規従業員（本工）と、臨時的労働者（臨時工・パートタイマー等）の二本建は、前者にはエリート意識、後者にはコンプレックスといった身分的意識を従業員間に植えつけ、差別感を醸成する。その結果、労働組合組織においても一本化はとも望めない。解雇の危険があつて臨時的労働者の組織化は困難であるばかりか、本工組合がストでもやれば、この臨時工をしてスト破りに狩り出せるといった対組合対策上の旨味のあることを使用者は充分認識している。

前述の陽の当る部分の正規従業員を通常の雇用形態として扱えば、それとの対比において陰の部分にあたるその他の労働者は特殊な雇用形態とみられる。

「その多くは、働く側の方から好み、希望したというのは僅少であり、大部分は労働者の意向によるものではなく、専ら企業側の必要性、有利性に基づいて、その労働者に対する優越的地位を背景に一方的に設定したとみなしてよい。それ故に、時代によって変遷があり、流行する形態とすたれてくるものがあるが、——たとえば、かつて華やかであった臨時工制度はカゲがうすれ、昭和三〇年代までは微々たるものであったパートタイマーが四〇年代に入って急増してくる——、企業にとって都合のよい形態が次々に考案されてきている——臨時工に代るパートタイマー——、社外工の活用。他方、企業にとっての利益、有利性に基礎をおく以上、他にとってかわりえないほど有利な形態についてはその温存につとめる——委任、請負契約による労務提供形態。²⁾」

臨時工とパート・タイマーの両者の間にはニュアンスがあるが、ここでは、それらを臨時的労働者として一括し、使用者からみたメリットを本工と対比してみよう。

企業側は、労働契約の締結に際して、既に労働協約、労働立法、判例法などにより雇用の安定性が担保されている期間の定めなき契約については、本工だけにとどめ、臨時的労働者に対しては期間の定めのある短期契約を締結し、解雇の自由権を留保しながら、都合次第で契約を更新して、より安い人件費で彼等を本工並みに使用するのである。

使用者側が最近、合理化政策の推進過程において、臨時的労働者に優るとも劣らぬくらい食指を伸ばしてきたものに社外工制度がある。なるほど、使用者にとって、臨時工は解雇の自由にできる実質上の本工ではあるが、やはり直接雇用しているもので、それなりの労務管理上の負担から逃れることはできない。

社外工制度は、特定の事業ないし業務を外注化し、下請企業の従業員を親会社の工場内で、自分の従業員と一緒に直接指揮監督しながら使用できる仕組みである。社外工は、その課せられた仕事は本工並み、賃金は臨時工並み、ないしはそれ以下、しかも、親会社にとっては、身分上は他人の従業員なので、労務管理上の負担は免れ、そして、不況の際の解雇は下請企業への発注の削減によって難なく処理できるので、大変都合のよい存在である。同じ会社の従業員でありながら、臨時工は、本工の組織する企業別組合への加入は許されないの、ましてや下請企業の従業員である社外工が、親会社の組合員となれるわけがない。

臨時工・パート・タイマー社外工といったように雇用形態は時代により変遷ないし流行があったことは事実としても、企業にとっての有利性がその決定的要因となることは確かである。その意味で、企業にとって他に追随を許さないほど有利な形態、つまり万年流行形態として温存されてきたのが、請負ないし委任契約による労務提供形態である。これも、右三者と並んで、特殊雇用形態と呼ばれている。同じ特殊雇用形態でも、臨時工やパート・タイマーの場合は、労働者概念を決定する使用従属関係の存在自体については、疑念をさしはさむ余地はなく、むしろ論議の対象となるのは、正

規従業員との差別取扱問題である。

使用従属関係の有無、つまり労働者性が争われる事例は、主として次の二つの特殊雇用形態である。一つは、下請業者の労働者たる社外工と、親会社との間に使用従属関係が存在するかどうかの問題となり、他の一つは、請負や委任契約の形式によって労務提供がなされる場合、その労務提供者の労働者性が問題となる。前者の場合、法形式上は下請業者が労働契約上の使用者となっており、親会社との間では別に労働契約の締結がなされていないので、形式論理上消極説に傾き易くなる。後者の場合、民法上の労務供給型契約の埒内には入るが、それらは本来、仕事の完成ないし事務処理を目的とするものであって、労務供給自体を目的とする雇用契約とは違っている。従って、当事者相互は、対等関係であって、使用従属関係にはない、つまりそれらの契約形式による労務提供者には労働者性が認められない。

以上のいずれの場合の消極説も、市民法上の形式的論理を巧みに逆用したものである。

臨時工、パート・タイマーは勿論、前者の社外工の場合でも、彼等は企業構内で常時使用者側のきびしい指揮監督下におかれているのに反し、後者の請負ないし委任契約形式による家内労働者、タクシー運転手、生保会社外交員、住宅会社外務員、ミシン、化粧品、教材等のセールスマンなどの外勤労働者の場合は、自分の家か構外で誰からの監視もなく自由に活動することができる。

「一般に労働者に対する使用者の指揮、監督は、内容的に二つにわけられよう。一はその労働の技術上の指揮監督であり、他は労働が行なわれること自体についての監視・監督である。そして出来高賃金制をとるときは、多くの場合この第二の監視、監督を不要ならしめる。労働者はその生活の資としての賃金を得るために、一個でも多くの物品の生産をなそうとするからである。そこで使用者はこの賃金形態をとることによって、坐して直接的監督にもまざる労働がえられるのである。家内労働の履行は、使用者のこの目にみえない糸によって有効に監督される。」⁽³⁾そして「外形的、形式的自由の裏にかくされた実質的不自由に着目する労働法的観点からは、この表面からかくされた家内労働の間接的コントロールの

面が看過されてはならないのであり、この面を考慮に入れるとき、実質的な従属関係は一般労働者と何ら異なるところはない。⁽⁴⁾

漁業の生産過程も、家内労働者や外勤労働者たちと同じく、経営者の直接の指揮監督から遠く離れた海上で行なわれるのが一般である。従って、漁船員の場合も、家内労働者が見えざる糸——出来高賃金制——によってコントロールされているように、見えざる鞭——歩合制賃金——によって操縦されている。両賃金制には似て非なる点があるが、それは後述する。

二、歩合制度と共同経営論

歩合制とは、漁獲高を船主と漁船員との間で一定割合で分配することであるが、一口に歩合制と言っても、漁業種類、地域、経営階層によって異なり、その具体的内容はかなり複雑であるが、おおよそ大別すれば、次の三つの類型に分けられる。

第一類型の単純歩合制は、漁獲高より大仲経費を差引かないで船主何割、漁船員何割といった一定の配分率で分配する方法である。この配分方法は、沿岸漁業、太平洋北区、そして遅れた低い経営階層のところに多く残っている。この場合でも、漁獲高より市場口銭を、あとの二類型と同様に差引いた水揚げ切金が配分対象となるのである。

第二の大仲歩合制は、漁獲高より大仲経費を控除した残りを一定比率で配分する方法である。その方法は、沖合、遠洋漁業で一般に採用されている。

第三類型の固定給付歩合制は、漁獲高より大仲経費のほかに、漁船員への固定給部分をも差引いた残りを一定比率によって労使間で分配する方法である。この賃金支払形態は、手労働体系が止揚され、機械体系の導入が行なわれ、漁獲の安定性が保証されている捕鯨船、トロール船、大型マグロ延縄船などにおいて採用されている。従って、この第三類型に該当

する場合は、労働者性の有無の問題を議論する余地は全然ない。

漁業における歩合制賃金は、さきに触れた出来高払賃金とは異なる。前者は、収益分配的性格をもつのに反して、後者は、確定労働量に対する賃金である。従って、労働力の物質的表現としての生産物の数量が確定され次第賃金も確定する。

しかるに、漁業における歩合制賃金は、労働力の物質的表現としての漁獲量が確定しただけでは、賃金は未だ確定しない。市場での販売価額が確定した後に、はじめて賃金額が確定するのである。漁獲物の価値実現すなわち、その販売価額いかんは、漁船員にも船主にも利害の共通した重大関心事である。ここに共同経営論が唱え出される土壌がある。ことに、第二類型の大仲歩合制の場合は、沖の操業経費となる燃料、餌料、食糧・水、魚函などの大仲経費を労使の共同負担として、水揚げ切金より差引いた後の残りを、一定比率によって分配する方法であるため、第一類型より、より一段と共同経営的幻想が生まれる根拠がある。そこで、船主は渡りに舟と、漁船員の非労働者化政策に、この共同経営的幻想を利用するのである。

三、非労働者化政策と民法上の組合契約

労働法上の諸制約を潜脱するために、既述したように他種産業の使用者が、他人の労働力を請負ないし委任契約の方式で利用するが、漁業の利用者の場合は、共同経営と称して民法上の組合契約の形式を利用するのが一般である。この共同経営論は民法上の組合契約によれば、船主（網主）は船、網等の生産手段を提供し、漁業従事者は労務出資をなし、その受ける歩合報酬は、共同経営者としての収益配分であるから、従事者は労働法上の労働者に該当しないことになる。

なるほど、右の議論は、たとえば一・二トン程度の小舟に、三・四人が釣具など持ち寄って相乗りし、舟代は幾人分かに評価して、その合計人数で水揚高を分配するような経営形態の場合には通用するだろう。なぜならば、かかる零細規模

の漁業の場合には、平等出資、平等労働、収益平等分配の原則が曲りなりにも貫徹するからである。

一方には、漁船、漁具等老大な生産手段を提供する者がいるのに対し、他方には、金銭出資も現物出資も一切しないで、ただ労働力のみを提供する漁業従事者がいる場合、当事者間において、果して共同経営Ⅱ民法上の組合契約が成立するだろうか。

生産手段所有者たる前者に対して、労働力所有者たる後者は、経済的従属関係におかれていることは極めて明白である。

「ある人間が労働者として労働法規の適用を認められるかどうかの基準は、「労働の従属性」に求められる。そして「労働の従属性は、(1)人的従属性(労働遂行に当って使う者と使われる者との間にあらわれる命令、服従、支配、従属の關係)と(2)経済的従属性の二つの要素の複合によって成り立つものと考えてよいであろう。」

労働者概念の決定基準として使用されるこの典型的手法によって、右の関係をみてみよう。

後者の経済的従属関係性は、契約を媒介して、前者に対し、人的従属関係におかれることは必至である。従って、当事者間に独立対等関係としての共同経営Ⅱ民法上の組合契約が成立する余地はないはずである。

労務のみを出資して共同経営を営むことは法律上可能(民法六六七条二項)であるが、労務出資契約の存在を明確に推定できないかぎり、共同経営を主張することは難しい。

単なる労務提供が、他の老大な生産手段と並ぶほどの評価をうけるためには、社会通念上相当価値のある特殊な技術、経験でなければならぬが、またそれは事実⁽¹⁾に反するだろう。民法上の組合であるならば、その業務執行は組合員の過半数で決定されなければならない。(民六七〇条)各組合員は、原則として業務執行権をもっている。(同条)

事實は、生産手段の所有者たる船主(網元)が労働過程の指揮監督(船頭を経由して)、漁業用品の購入、漁獲物の販売その他経営事務一切を掌握し専決処分する。また損益についても各組合員が分担する。(民六七四条)漁船員の乗下船(雇入、雇止)を他の特定組合員(経営者)が専決することは、真の共同経営なら許されるはずがない(一六八〇条)。以

上をもつてみても、各組合員が、独立対等の立場で企業経営に参加しているなどは到底云えない。生産手段を有せぬ漁夫が、生産手段を有する船主と共同事業を行うということは、全く形容矛盾である。

経営が右のような実態であるならば、これは民法の領域の問題ではない。たとえ、表面上、いかに上手に共同経営の形式を装つてみても、当事者間には、紛れもなく実質上の使用従属関係が蔽存しているからである。形式や欺瞞を否定して、実質と真実を追求する労働法理念に照し、とても許されることではないだろう。使用者側の民法上の組合契約形式利用による非労働者化政策は、漁業の場合には盛んであるが、他にも事例がなくはない。

早くは、旧工場法時代において、真正正銘の労働者に対し、表面上共同経営の形式を装つて、その労働者性を否定して、労働保護法規を潜脱したため刑事上の責任を問われた事件がある。

大審院は「工場法ニ所謂職工トハ工業主ニ対シ従属的關係ニ於テ有償ニ工業的作業ニ従事スル工場労働者ヲ云フ」と判断して、共同経営の形式の欺瞞性を看破してその労働者性を肯定している。

「本件組合ニ於テハ被告人カ別所広外被告人ノ個人経営当時ノ職工三十余名ト共ニ共同ノ事業トシテ、浴布製造ヲ目的トスル組合ヲ設立スルト同時ニ該組合ノ事業遂行ノ為被告人カ其ノ業務執行代表者ト為リ総事業ノ執行監督利益分配並組合員ノ加入脱退除名ニ関スル全般ノ事務ヲ掌リ、爾余ノ組合員ハ総テ被告人ノ指揮監督ノ下ニ組合ノ工場ニ於テ工業的作業ノ労働ニ従事シ其ノ労務ニ応シ、月給日給及製品出来高等ノ標準ニ依リ毎月其ノ報酬ヲ受ケ之ヲ各人生活ノ資ト為シ因テ以テ右組合員タルト同時ニ一面組合ニ従属シテ傭使セラレ居ル事実ヲ観取シ得ヘシ、然リ而シテ工場法ニ所謂職工トハ工業主ニ対シ従属的關係ニ於テ有償ニ工業的作業ニ従事スル工場労働者ヲ云フモノト解スヘキヲ以テ叙上被告人以外ノ組合員カ各自該組合ノ一員タルト同時ニ一面同組合ノ職工ニ該当スルコト勿論ナリ。」

（昭和八・四・一四 大審院刑事部判決 工場法違反被告事件）

また、労働基準法時代に入ってから、共同経営の形式をとる企業に対して、裁判所は実質的判断を行って労働基準法

を適用している。

(昭和二七・三・二五 名古屋高裁判決 聖徳協同農場賃金不払被告控訴事件)

四、漁船員の労働者性否定の具体例

(一) 戦前—労組法立案過程における漁船員の法的地位をめぐる

それでは、議論を本題の漁業労働者の労働者性の問題に戻すことにする。

歩合制度論—共同経営論を根拠とする漁業労働者の労働者性の否定説は、後にみられるように、なにも第二次世界大戦後になってはじめて登場したものではない。古くは第一次大戦後、日本で最初の労働組合法案の策定が開始された時代に遡ることができる。

大正九年より昭和六年まで、政府や保守革新諸政党から多種多様な労組法案が競って提起された。その中で、当時極めて珍現象として種々取沙汰されたものに、同じ政府案と称して、政府部内に二つの法案が策定され、一つは農林省案であり、他の一つは内務省社会局案であった。両案の中では、漁業労働者の労働者性に関しては、全く対照的な主張が行なわれていた。

農林省は、次のように漁業に従事する者に労組法を適用することに強硬な反対の立場を示した。

農林省の主張

「(一) 漁業労働者は工場労働者の如く賃金労働者ではない。全国漁業労働者の数は大正十二年末現在に於て八十万三千余人であるが、この殆んど九分九厘迄は歩合制度に依り利益金の分配を受ける契約の下に従事するので、その分前は全然漁業利益の多少に左右される。謂はば其の技術と労力を提供して企業に参加するもので、この例外を為すものは、全漁業労働者の内僅かに海苔又は蛸の簀蒔に従事する被傭人位である。社会局方面に於ては、トロール及び遠洋漁業船等の如き、資

本家に依りて経営されている漁船の漁夫は労働組合法の内に包括されるものであると解釈してゐるといふが、トロールにしても、遠洋漁業船にしても将又北洋漁業船にしても総て漁夫に対しては歩合制度に依る利益金分配を為すもので、この例に洩れるものは僅かに数年前まで無線電信の技師ありしのみであったが、之も亦近來は歩合制度の下に包括されるやうになったのである。右の如く、漁業労働者は、工場労働者と全然その性質を異にするものであるから、之は小作人同様労働組合法の範囲外に置くが至当である。

(二) 漁業法第四十条に於ては既に漁業労働者の労働条件並にその取扱に就ては、別に勅令を以て規定することが認められてゐる。

(三) 現在漁業労働者の労働組合なるものは皆無であると共に、漁業労働者にして、既設労働組合に参加してをるの事実もない而して之は亦山林労働者に於ても同様である。

斯く事實の生ぜざる以前に将来を予想して斯の如き種類の立法を為すの必要は之を認めぬ。」 右の、の、線の部分は、農林省主張のポイントである。要約すれば、漁業では歩合制度により利益の分配を受けていること、漁夫は技術を提供して企業に参加していること、トロール船、遠洋漁船、北洋漁船などの代表的な大規模漁船でも漁夫は同じく歩合制度による利益金分配を受けていること、従つて、漁業労働者は、工場労働者とその性質が全然違ふから、小作人同様に労働法の適用対象とすべきではない。

右は、あまりにも素朴な議論と云うよりは、正確を欠いた議論と云うべきである。歩合制度は利益分配制度ではなく、漁業生産の不安定性（変動所得の危険）を漁業労働者に転嫁するための賃金支払形態にすぎない。工場労働者の賃金について、明言はしてないが、暗に固定給制とみて、固定給制でなければ、労働法の範囲内に入るべきでないという議論は馬鹿げている。小作人と漁夫を同性質と誤解する点は、流石、農林省のセクシヨナリズムが働いたのか噴飯ものである。

当時の水産業界は、この農林省の労働法の漁業労働者への適用反対の主張に対して同調する空気が極めて強かつた。裏

返して言えば、業界の反対と論があったために、農林省が右のような強硬論を吐いたものと推察される。

明治十五年以降水産業界の与論ないし動向を最も忠実に伝えてきた大日本水産会の機関誌「水産界」を通して、水産業者の漁業労働問題に関する意見を窺ってみることにしよう。

同誌は、全国水産大会における宣言及解釈の一節に次のように述べている。すなわち、

「次に論究せんとするは労使協調の問題なり。農業の小作地主の関係、工事の工場主と職工の關係に於て紛争統出するの現状なり。漁村に於ても亦雇主傭人との關係に就き不穩の事なきにあらざると雖、漁業者は独立自營のもの多く雇傭關係のものも其漁獲の利益を分配する所謂歩合法なるものあり。恐く社会政策上最推稱する価値あるべきを以て能く此美風を涵養せざるべからず。」

さらに同誌は、「漁業法の改正に関する官民の研究を望む」なる主張欄において、次のようにも述べている。すなわち、

「漁村の労働者に対する歩合制度の如き比較的勞資の協調を得るを以て工場法、鉱業法の労働者又は船員の如き制度を要せざるべしと雖、今後漁船の拡大、製造場又は養殖場の拡張に随ひ多数の労働者を要するを以て、資本主と労働者間に於ける關係を円満ならしむべき方法を設くるの必要あるのみならず、漁船が沖合に出漁し時に危険に遭遇するあり、遺族扶助の方法の如きも之を平内に講究して施設せしめざるべからず。」

同水産界誌は内報欄に「漁業労働者は労働組合に入らず」なる見出しを付して業界ニュースを次のように報じている。すなわち、

「漁業労働者に労働組合法を適用するかどうかの問題についてはかねて農林省で調査中であつたが漁業労働者は一般労働者とその趣きを異にして純然たる賃金労働ではなく僅にそだて等をのぞき殆ど全部は歩合制度によるものでその実状は小作農業と大同小異で一種の企業者とも見られるので賃銀労働者と同じく労働組合法を適用することは適當でないといふに決し除外を求めることになつたと伝へられる。」

他方、内務省社会局は、右の消極的見解に対して、次のとおり、早くも従属労働説を根拠に労組法適用の積極論を展開した。

社会局の主張

「労働組合法にいふ労働者は、大体現在の資本主義制度の下に於ける従属的労働者又は他人決定労働者を意味するものである。故に、雇傭条件として、普通賃銀制を採るか或は歩合制をとるかは、労働者其のものの本質には何等関係がない。従て、工場工業に於ても例へば鉱物工場其他の如く、現に歩合制を採つて居るものも少くない。故に、若し漁業労働者に歩合制度を採用する理由を以て、組合法の適用外に置くとするれば、右の如き工場労働者との振り合いを如何にするか、産業の振興は大いに尊重しなければならぬが、組合加入を以て所謂職業的労働ブローカーの煽動の弊を憂ふるが如きは、現在の労働運動の趨向を見ざるもので全然問題とするに足らぬ¹⁸⁾。」

政府両労組法案の発表前後を通じて、労使各団体より賛成、反対の各種意見が開陳された。そのなかには、漁業労働者の団体の意見は見られなかった。それは漁業労働組合の誕生までに、その後少々の時間を要したからである。

しかし、さきの内務省社会局の漁業労働者に対する積極論をバック・アップした労働者団体があった。この事実は大正後期のデモクラシーの昂揚を髣髴させるものがある。

右の労働者団体の各意見を述べれば次のとおりである。

全大阪労働者大会労働立法対策協議会意見

決議

- 一、労働組合の組織及、行動に対し絶体に制限を加へざること
- 一、陸海軍職工及び農業林業漁業労働者を労働組合法より除外せざること

「以下四項目省略」

右決議す

緊急動議

組合法実施と同時に治警法第十七条第三十条を撤廃すること

大正十四年十月十八日⁽¹⁾

官業労働総同盟向上会、

中部労働立法対策委員会意見

日本労働組合評議会中部地方評議会

日本製陶労働同盟

組合法案修正要点

組合員の範囲

一 小作人組合を労働組合と認めざる意見に反対

(理由) 労働者組合と農民組合との隔離を計るものである

二 労働者の業態により特別の規定を設けるとの意見に反対

(理由) 労働者の生産別合同を妨げ労働組合の力をそぐ者である

三 漁、林、農業労働者には特別の立法を設けるとの意見に反対

(理由) 此の産業は封建的形態を持っているものでブルジョアは之を利用し此の産業の近代的な組織活動の自由を

奪い全階級的結成を阻害するブルジョアの画策陰謀である

四 官吏並びに軍人軍属を労働者と認めざる意見に反対

五 労働者に非ざるものを組合員に加入せしめることは其組合の任意であらねばならぬ

「組合の組織、組合員の数、組合法人問題 外五項目省略」

大正十四年十一月^①

右の内務省社会局の議論は、農林省のそれに比べると極めて格調が高かった。労組法の立案根拠を従属労働者、他人決定労働者の解放に求めていたからである。

賃金制度が固定給制をとるか、歩合給制をとるかによって、労働者そのものの本質に変更が生ずることはない。他種産業の歩合制労働者には労組法が適用され、漁業労働者だけに適用しないことではバランスを失ってしまうと述べているが、極めて妥当な議論である。以上で、両者の論争は、ここに「勝負あったり」と云うべきである。

(二) 戦 後

(1) 船員法施行期直前の通達案をめぐるトラブル

第二次大戦の敗戦時から二十二年末までに労組法の制定にはじまって、労調法、労基法、船員法、職安法、船員職安法、労災保険法、失業保険法等の労働立法、社会保険法立法がおおよそ整備されていった。

船員法施行早々にして、漁船員の労働者性をめぐって、一大悶着が起った。

問題は、九月一日実施を目前に控えた八月末に、九州海運局係官が鹿児島に出張の折、説明発表した「改正船員法第二条の海員の解釈について」なる同法の事務取扱の通達案中の漁船員に対する船員法の適用に関する文言に対して漁業労働者側のいだいた疑念に端を発した。悶着の火種になったのは、次の通達案文中のたとえば以下の文言であった。

「法第二条に規定する海員とは、一時的に船舶に乗組む水先人、荷役人と異なり、船舶という小社会の一構成員として、当該船舶の活動目的のために勤務し、継続的に船内で生活する乗組員のうち、給料その他の報酬を得るものだけに限定される。

たとえば、「自分、は、労、力、を、提、供、し、船主は船舶を提供し、網主は網を提供し、三者、共、同、し、て、対、等、の、立、場、で、漁、業、を、行、い、

漁獲物を分け合うような企業形態の場合の漁夫は乗組員であつても、こゝでいう海員ではない」⁽¹³⁾

右の文言に対して、漁業労働者団体が以下に示すような見解を発表し、強く抗議した。それでは、右見解を紹介する前に、同団体について一言だけ述べてみよう。

この抗議行動が起つた前年の二年一月には早くも、内之浦に鹿児島県下で最初の漁民組合が組織され、そして秋には、枕崎漁民組合の結成を皮切りに、片浦、笠沙、山川、坊泊の各漁民組合の組織化が陸続と進み、暮には、それらすべてを傘下に包む鹿児島県漁民組合連合会が誕生した。

彼等は被搾取者、被圧迫者としての連帯意識に基づき、共同目標達成のため統一行動を互に誓ひ合つていた。

同連合会の綱領を示せば、次のとおりである。

一 吾等ハ勤労漁民ノ団結斗争ニヨリ共同ノ福利ト労働条件ノ維持改善ヲ図リソノ生活ヲ確保シ併セテ漁村文化ノ向上ヲ期ス

一 吾等ハ漁業団体ノ民主化ヲ図リ以テ能率ノ増進技術ノ進歩ト水産界ノ興隆ヲ期ス

一 吾等ハ全日本海員組合及民主主義的労農団体トノ強固ナル提携ニヨリ無産階級ノ解放ヲ期ス⁽¹⁴⁾

同連合会が、自分たちの綱領や活動目標にまつわる諸問題すなわち労働立法、社会保険立法や水産業協同組合法等の制定をめぐる諸動向について、異常な関心を寄せていたことは容易に推察できる。それは他ならぬ、船員法施行通達案中の漁船員の労働者性問題であった。そして、それが導火線となり抗議行動に発展していったのである。

同連合会の発表した「改正船員法と漁民」、副題として「所謂歩合制」と銘打つた長文の抗議文の重要部分を紹介すれば次のとおりである。

「通達のいう「対等の立場」なるものはどこから引張り出されて来たものか、吾々の諒解し得ざるところであるが、今通達の解釈を、少しく善意に解釈すれば、漁撈に従事するもの総が対等に資本と労力を出し合つて対等に海上に出て働いて

漁獲物を分け合うのであれば一応対等の立場に立つ共同企業の形態と称しうるであらうが、斯る企業形態は、現実に於て完全なる形では存在しないのである。ところでいまずこし、意地悪く本通達の意図を吟味することにより「対等の立場」にたつ企業形態なるものをこぼつけてゆけば、漁獲物を「分け合う」という生産物の分配形態―賃銀の支給形態―たる歩合制度より、逆に「対等の立場」を引張り出して来たとみるの他ないのである。いづれにしる本通達が歩合―分け合う―制度に対する完全なる（又は故意の）無知を曝露して居ると断ぜざるを得ない。現実の歩合制とは、如何なる仕組みであるか、船主（資本家）は出漁にあたって漁獲物の分け前を、例えば船主四分漁民六分という風にとりきめる。但しこれは漁撈に要する一切の経費（労賃をのぞいた）を差引いた残りから分けるので、既に不漁による損からまぬかれてゐる事になる。事業としてこれ程安全なことはない。しかも不漁が極端で経費にまで食い込む場合はその損失は漁民にも分担せしめられた漁民にとっては其の分だけは負債として、借金として負いかかってくる。経費がトントンになっても漁民には一銭も入って来ない勘定である。まことに美しき家族主義的共同経営ではないか!!

雇傭関係は従って常に波動的であり、日傭人夫的であるにも拘らず借金の故に親方にしぼりつけられると云う惨めな状態に追い込まれる仕組みである。

改正船員法が歩合制なる家族主義的共同経営的擬態のもとに搾取されつつある漁夫を労働者に非ずとして同法あるいは労働基準法の適用外に放置せんとするが如き、斯る立法主旨の反動性を指摘するとともに吾々は強固なる団結と斗争によつて実質的に漁民の解放を一步一步闘いとしてゆかんとするものである。¹⁵⁾

この激しい抗議が奏効したためか、正式の通達発表の折には、さきの通達案中の「火種文言」は完全に姿を消してしまつた。

その間の具体的消息を知るために、二十二年十月十四日付の九州海運局船員部長より支局長宛の員発第一七九八号の触りの部分を示しておこう。

「海運総局通達案の『改正船員法の事務取扱について』一応説明しておいたが、右通達案二号中の漁船々員に対する船員法の適用について疑問をもっているようであるが、右は実施前の案であつて九月十三日附運輸公報海員第七九〇号を以て発表された正式通達中には、右漁船々員は適用を除外されていないので当然船員法の適用を受けるものと解せられるから了知されたい。」

以上で一件落着と云つた観があるが、後述するように漁船員の労働者性について、公的機関側に同種の誤解ないし認識不足問題がその後も発生した。

(2) 労働協約書の「共同経営云々」の文言をめぐる労使紛争

戦後の、鹿児島県下の漁業労働運動の主導的役割を演じた枕崎漁民組合の結成以前の、枕崎の鰹釣漁業における労使関係について少々触れば、ここでも全国の漁村の例に洩れず、長い間封建的な親方子方関係が続いていた。

「親方は漁民の数学的文盲を巧に利用して、ソロバン玉のごまかしが横行し、共同経営的な経営方式は経営上の赤字をその船に乗組む舟子の負担として、舟子の自由を束縛したのである。そのため舟子は同一の親方よりなかなか離れられず、前年度より次々に累積された赤字に追われながらの極度の貧窮の生活を強いられ、また封建性の根強さは漁民の発言を絶対に認めなかつたのである。このような状態は親方を益々もうけさせるに大きな条件となつた。

このように貧困をきわめた漁民の生活は、一般市民からは兩船人とさげすまれ、経済的な地位ばかりでなく、社会的にも非常に低い地位にあまじなければならかつた。¹⁸⁾

かくのとおり、親方たちに長い間しいたげられていた漁民たちにも、ついに冬の時代の終りを告げる日がやってきた。それは第二次世界大戦における日本の敗北であつた。

敗戦直後から民主化運動が全国各地において澎湃として起り、なかならず労働組合運動の昂揚は全く目をみはるものがあつた。

のため、平均航海一二回（平均二十回以上）に終わり、船主側は一般に採算困難といわれた最悪の年でもあったからである。⁽⁷⁾

赤字船は、附帯事項中の「共同経営云々の文言」に危機脱出口を求め、赤字の負担を漁民に転嫁しようとした。

漁民側はその対策を協議し、「漁民は共同経営の実体に参加して、おらず、事実上賃金労働者である。共同経営云々の文言を附帯事項中に挿入したのは船主側が漁民に負担を転嫁させんとする意図があったからである。」と判断して、次のような申入書を船主組合宛に提出した。

申入書

去ル二月ノ協約ハ、配当ハ一航海毎ニ仕切りソノ赤字負担ヲ船員ニ負ハセナイトノ含ミヲ持ツテ協約セシモ、各船ノ現在マデノ配当事情ヲ聴取スルニ殆ンド其趣旨ト相反スル配当情況ナルヲ見ルニ我等勤勞漁民トシテ誠ニ遺憾トスルモノナリ。我々ハ船主ノ意向ヲ了トシ鯉船従来ノ美ハ美トシ対立スルニ忍ビズ共同経営ノ文句ヲ挿入セリ。然ルニ此ノ文句ヲ楯ニトリ前記ノ様ナ配当ノ情況ヲ見ルニ及ンデハ茲ニ此ノ申入レヲナサザルノ止ムナキニ立チ至レリ。我々ハ勤勞漁民ノ真ノ姿ニ立返リ日本再建ニ寄与セントスルモノナリ。依ツテ本書ヲ提出スルモ宣敷吟味シ昭和二十二年九月三十一日迄ニ回答相成度

項目

- 一 附帯事項中一、「鯉漁業ハ共同経営トシ」此ノ文句中「共同経営」ノ文句ヲ削除スルコト
- 二 前条ニ関シ、一航海毎ニ仕切り其ノ赤字ヲ漁民ニ負ハシメナイコト
- 三 積立金ハ即時漁民ニ返還シ爾後之ヲ行ハナイコト

昭和二十二年九月二十三日

枕崎船主組合殿

枕崎漁民組合

回答書

昭和二十二年九月二十三日附貴組合ヨリノ申入書ニ関シ当組合總會協議ノ結果左記ノ通り決定シ此処ニ回答ニ及候也

左記

当組合ハ昭和二十二年二月九日決議セシ附帶事項ヲ遵守スルノ外無之期間内ニ変更ノ要ヲ認メズ

昭和二十二年九月三十日

枕崎鯉船主組合

枕崎漁民組合殿⁽¹⁸⁾

さて、船主組合の唱える「共同経営云々」なる呪文は、法律的にみて果していかなる効力があるのだろうか。この字句の挿入についての漁民組合の妥結の背景には、前掲資料綴にいうように「了解」ないし「約束」を与えるなどの欺罔行為―錯誤―意思表示というプロセスがあったことは容易に推察される。詐欺によってなした意思表示―つまり瑕疵ある意思表示として取り消しうるものと解せられる。従って、漁民組合が申入書の中で「共同経営云々」の字句抹消を要求したのは至極当然である。かりに瑕疵ある意思表示でなかったとしても、かかる規定は、労働協約の内容には本質的になじまないものである。

「漁業経営は共同経営」というが、その当事者は一体誰と誰か。協約当事者たる船主組合と漁民組合だとすると、これこそまさに呉越同舟になって、相互の自己否定を意味する。次に、個々の船主と船員たちとの間で共同経営が行われると

いう仮定を立てれば、一方が船主組合を組織し、他方が漁民組合を組織したその理由を明解に説明することは困難になるであろう。従つて、経済上の地位を異にし、利害關係の相違するもの間における「共同経営云々」の字句は法的には全然意味がない。使用者側は、労働者側と真の意味での共同経営を考えていたなどとは到底想像できない。忖度するに、彼等は、当時全国の労働運動のおおりをうけて、迫りくる船員たちの攻撃をかわすために、その文言を考案したものである。労使対立ではなく労使協調、これが鯉船従来之美風である共同経営だといつて、彼等は漁民組合を懐柔したものでらうと想像される。沖の経費は共同負担し、純収益は船主四分、船員六分に配分するという協定は、一見すると共同経営のような錯覚におちいらしむるに充分であった。しかも配当は一航海毎に仕切り、赤字負担は船員に負わせないという好餌をちらつかせながらの船主側の老獪な説得の前には、組合結成後数ヵ月しか経っていない船員は、ひとたまりもなく崩れていったらうと推察される。

もともとは、漁民組合側の鋭鋒をかわすべく、労働協約中に「共同経営云々」の字句を挿入し、船員たちに共同経営者の幻想を与えて、真実の雇傭關係をぼかしたものであろう。

労働協約の内容は、組合規約のようにその記載事項は特に定められていないので、任意で当事者の合意で自由に定めらる。通常、協約の内容は、労働条件その他労働者の待遇に関する基準を定める規範的部分、労働組合と使用者（使用者団体）の間の債権、債務關係を定める債務的部分と、さらに労使間の制度に関する制度的（組織的）部分の三つの部分に分類されている。

さて、争点となつた「漁業経営は共同経営云々」の条項は、規範的部分にも債務的部分のいずれにも該当しない。さもなければ、制度的部分すなわち労働組合の経営参加条項として考えられないだろうか。

締結当時、全国的に高まつた民主主義の風潮に刺戟され、いわゆる経営民主化の考え方から労働協約に「経営参加」条項を盛り込もうとして「共同経営」条項と混同視して協定してしまつたのではなからうかと思ふ。もし漁民組合にかかる

錯覚がなく、共同経営なるものを真に理解しておいたとするならば、共同事業から生ずる損失について、彼等も共同経営者の一員として各自その負担に應ずべき義務があったはずである。勿論、当事者間で損失は負担しないという特約があれば、話は別であるが、かかる反証がなければ、利益についてのみ分配割合を定めても、損失もそれと共通する割合で負担しなければならなかったはずである。（民法六七四条二項）

ところが、漁民組合は「漁民は共同経営の実体に参加しておらず、事実上賃金労働者だ」と称して「共同経営云々」の削除を要求して立上ったところからみても、右のような大きな錯覚があったものと推断される。

そもそも、共同経営は利害共通の仲間関係であって、決して対向関係ではない。従って、労働協約の当事者が共同経営者だという規定は全く形容矛盾である。

これは、船主側の漁船員に対する非労働者化政策以外のなにものでもないというべきである。

枕崎漁民組合も発足早々の二二年の初め頃は、共同経営を経営参加と錯覚し、混同しておったようであるが、改正船員法施行期の九月頃には、枕崎・内之浦漁民組合を主勢力とする鹿児島県漁民組合連合会が、所謂歩合制なканずく大仲歩合制Ⅱ共同経営の欺瞞性に気がつきはじめ、海運局に対し抗議行動をおこしたことは既述したとおりである。同連合会は、歩合制なる家族主義的共同経営的擬態のもとに搾取されつつある漁夫を、労働者に非ずとして、改正船員法や労基法の適用外におこうとする反動性を手敲しく批判した。

右の抗議行動は、枕崎漁民組合をして労働者階級意識を覚醒させ、最初の長い苦しい争議を勝ち抜かせるのに、有力な援護射撃となったことは確かである。約六カ月にわたった争議も次のような条件で妥結し、大団円となった。

解決条件の骨子

- 一、航海経費は共同負担とし、その他は船主負担とする。（共同経営の文句削除）
- 二、利益配当は船主四分五厘、漁民五分五厘とし、年二回の計算とする。

三、現物分配は毎航海、船員貳貫匁、船主はその半分とする。⁽¹⁰⁾

紛議の発端となった「共同経営云々」の字句を附帯条項中より永遠に抹消することができた。漁民への赤字負担の転嫁もそれに附随して消滅したことは勿論である。

かくして、共同経営Ⅱ民法上の組合契約か、雇傭契約かの論争にピリオドが打たれることになった。

これこそ、枕崎鰹釣漁業労働者が長い戦いの中で、最後に獲得した最高の戦利品と言いうるだろう。

なぜならば、ここから彼等の債務奴隷的地位からの解放の第一歩が踏み出されたからである。配分率の五厘の譲歩は、最高戦利品獲得のための一時的な、ささやかな代価であったと言うべきである。

争議終結を契機に、正真正銘の賃労働者たることの確認のもとに、紛らわしい漁民組合なる幼名をかなぐりすてて、枕崎漁業労働組合へと名実ともに脱皮していったのである。

(3) 昭和二二年当時の鹿児島県労働基準局、同地労委の漁船員の労働者性についての見解

右の長い紛争過程で、二つの公的機関がそれに関与した。一つは、鹿児島県労働基準局であり、他の一つは県地労委であった。県地労委が労働争議の調整のため関与するのは当然であるが、労働基準局が登場したのはなぜなのか。赤字のための賃金未払事件が申告されたためなのかどうか、その理由はさだかでないが、同局は、船主と船員との関係は、共同経営なのか雇傭契約なのかについて現地調査を行った。その結果、同局は共同経営説をとり、漁民組合側の雇傭契約説と対立し、激しい論争が展開されたと資料綴は記している。

労働基準局が、何を根拠にして共同経営説をとったのだろうか。恐らく、現地調査において、附帯事項中の「共同経営云々」を裏付けるような事実を発見したためではなからうかと思う。その事実、次のような内容のものではなかったかと推察される。

船主は船その他の生産手段を提供し、船員は労働力だけしか提供しないが、沖での諸経費を共同負担し、入港すれば水揚高から市場口銭も共同で支払い、損益は一定の割合で計算する。これこそ、両者の関係は民法上の組合契約——共同経営——関係であると判断したものと思われる。かかる判断は、既述した船員法施行直前の通達案中に覗かせた見解を髣髴させるものである。

海運局にしろ、労働基準局にしろ、二三年当時は、大仲歩合制に眩惑され、漁船員の労働者性を否定して、共同経営——民法上の組合契約——説に傾斜していたことは駁然たる事実である。

鹿兒島県労働運動史は、この労働争議に対する県地労委のあつ旋模様を次のように記している。すなわち、

「(1)労働協約の改訂は来年の更改期まで一応棚上げする。(2)赤字補填の意味で年末資金一人千円程度の支給などの暫定的あつ旋案をもって、現地調整が進められ、(1)については、労使双方承認されたものの、十一月十三日船主組合側はその総会協議の結果に基づき、(1)赤字の弁済は漁民各人の誠意に待つ、(2)年末資金の支給は困難である旨の回答がなされるなどのことがあつた。」²⁰⁾

結局、あつ旋は船主側が拒否反応を示したため不調に終わった。「赤字の弁済は漁民各人の誠意に待つ」と言つたいわば自然債務にまで譲歩するなど、船主側の回答姿勢は、当初の生硬な態度からみればかなり軟化したことが窺われる。

しかし、地労委のあつ旋案には、紛争議の主要な争点となつた「協約中より共同経営なる文言の削除」と「赤字負担反対」問題の解決に真正面から対処しようとした様子は到底見受けられなかつた。

労働協約の更改期を年明け早々に控えながら、争点を棚上げせんとするあつ旋案は、いふなればクリスマス休戦協定を提案したようなものである。

かくのごとく、問題の核心からずれたあつ旋案を提示した背景には、次のような事情があつたからであろうと推察される。それは、地労委において紛議のあつ旋を申請した漁民組合の法的性格について大きな疑義があつたからではなからう

か。

漁民組合が、労組法上の労働組合かどうかの疑義以前に、組合を組織した漁民それ自体の法的性格、すなわちその労働者性について、大いなる疑義をもったからであろうとおもう。この推理を裏付けるために、右争議の真最中に、漁民組合の労組法上の地位について、地労委事務局長から労働省労政局長宛に照会が行なわれたという事実を指摘しておこう。

照会

漁民の結成せる組合は、労働組合法上の労働組合か。(昭二三、一、二一九 鹿児島地労委事務局長発)

回答

漁民が労働組合法上の労働者であるかどうか、並びに漁民組合が労働組合法上の労働組合であるかどうかは、一般的抽象的に判断することはできないのであって個々の具体的事例について判断する外はない。なお、本件において問題になっている如く、漁民組合が労働組合であるかどうかを判断するに当っては尠くとも、特に左の点に留意すべきである。

一 当該漁民組合が、労働者の労働条件の維持改善其の他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とするかどうか。

二 前項の目的を達成するため、当該漁民が、労働組合を結成する必要並びに実益(団体交渉、労働協約締結、労組法第四十一条及び労調法第四十条の適用)があるかどうか。

三 当該漁民組合が土本建築業における労働組合等に稍々もすれば見受けられる如く、封建的親分子分関係により支配される虞れがないかどうか。(昭二三、三、一 労政課長発鹿児島県経済部長宛内翰)

県地労委が、漁民組合の法的性格について労働省に照会した背景には、当時簇出した漁民組合は既述したように労働条件の引き上げなどの経済的要求にとどまらず、漁業会の民主化などを中心とした広義の人権斗争などの幅広い運動を活発に展開していたことが、労組法本来の趣旨からはずれていないかといった疑念があったからではなからうかと推察され

る。その疑念に加えて、県地労委も二二年段階では、海運局や労働基準局と同様に、漁船員の労働者性について消極説に傾いていたのも、やはり大仲歩合制の魔力に眩惑されていたためではなからうか。

(4) 片浦港巾着網漁船遭難事件における網子の労働者性問題

枕崎漁民組合の労働協約改訂斗争が山場にさしかかった二三年一月一日、最寄りの片浦漁港を根拠地とする巾着網漁撈船団のうち、網船一隻が突風のため遭難し、網子一三名が死亡する惨事が起った。これら遭難網子が、労基法の規定する災害補償の保護を受ける法的要件を具備しているかどうか、そして、網元と網子との間に雇傭契約が成立しているかどうかの法律問題が発生した。この問題を例の漁民組合連合会が逸早く採り上げ、遭難者遺族を助けて、網子の労働者性の証明に五カ月にわたって八面六臂の活躍をした。

鹿児島県労働基準局長は、全日本水産労働組合協議会からの照会に応えて、次のような文書を送った。（昭和二三年六月二一日）

「漁民に対する労働基準法の適用について

首題についてはさきに県漁民組合より数次にわたって申入れあり、一方当局としても法適用の可否を判定すべく漁業実体を慎重調査を進めつつある折から、たまたま具体的事件として川辺郡笠沙町片浦における巾着網漁業に従事せる漁民十三名が突風により遭難死亡したものに對して当局より調査の結果、給与支給形態が歩合制をとるも、船主網元と漁民間にはあきらかに実質的労働関係が厳存することを認め、たので、全面的に労働基準法第七十九条ならびに第八十条適用の上、遺族補償ならびに葬祭料の支給を命令するに至った。

先に県下における漁業労働関係の実態の調査はほぼ完了し、片浦事件に引続き串本野港大洋丸乗組員の災害死亡に対する遺族補償、最近においては坊泊における業務上負傷による療養給付の実施等、今後とも勤労漁民のうち漁業労働者と判定せるものに対しては法の適用を徹底し基準法立法の精神を生かすことに努める方針である。」⁽²⁾

右の漁民に対する労基法の適用に関する文書に雄弁に語られているように、二三年の半ばに入ると、鹿児島県労働基準局でも、給与支払形態が歩合制をとつても、船主と漁船員間に使用従属関係の存在を認められれば、労基法上の労働者として取扱ふこととなつた。労働省労働基準局ではそれより少々早く、漁民の労働者性について、次のような行政解釈を出した。漁民は、総噸数三〇トン未満の漁船に乗込む漁民は、たゞ共同経営その他の名称を用いても船主との間に労働関係あれば、九条の労働者である。(二三、五、一四基第七七〇)

以上述べてきたように、正規従業員の場合は、労働法規がストリートに適用を受けうる通常の雇用形態として扱えられるのに反し、臨時工、パート・タイマー、社外工および請負、委任契約等の形をとる家内労働者や、一連の「外務員」等は、労働法規が部分的ないし全面的に適用がはずされる特殊雇用形態として取扱われる。

漁船員をも右の特殊雇用形態の範疇に包含して取扱つている論述はみられるが、その詳細に立ち入つたものは少ない。そこで、右において問題の所在の検討を行なつたが、漁船員の労働者性をめぐつての裁判所や労働委員会で争われた事例については、稿を改めて触れる予定である。

注

- (1) 外尾健一 短期雇用契約の反覆と更新拒絶の法理 季刊労働法 一一〇号 一二頁 一九七八年
- (2) 山本吉人 企業内における雇用形態 ジュリスト 五三二号 一六頁 一九七三年
- (3) 高藤昭 家内労働者の法的性格 社会労働研究 一八巻 一号 一四九頁 一九七一年
- (4) 右同 右同 一五〇頁
- (5) 片岡昇 外務員特殊勤務者の法律問題 季刊労働法 六〇巻 一四五頁 一九六六年
- (6) 労働組合法案と漁業労働 帝水 四巻 一〇号 四一頁 一九二五年
- (7) 全国水産大会に於ける宣言及解釈 労資協調を図る事 水産界 四七六号 四頁 一九二二年

- (8) 漁業法の改正に関する宮民の研究を望む 水産界 四八九号 三頁 一九二三年
- (9) 漁業労働者は労働組合に入らず 水産界 五一五号 三四頁 一九二五年
- (10) 労働組合法案と漁業労働 帝水 四卷 一〇号 四二頁 一九二五年
- (11) 労働組合法案、労働団体意見 最近の社会運動 協議会 八四〇頁 一九二九年
- (12) 労働組合法案、労働団体意見 最近の社会運動 協議会 八四二頁
- (13) 新憲法と漁業労働運動 水産年報 二二二頁 一九四八年
- (14) 枕崎漁業労働組合史編集資料綴
- (15) 新憲法と漁業労働運動 水産年報 二二二頁—二二二頁
- (16) 前掲枕崎労働組合史編集資料綴
- (17) 資料 鹿児島県労働運動史 第一巻 二四五頁 一九三〇年—一九五四年
- (18) 右同 二二二頁
- (19) 右同 二二二頁
- (20) 右同 二二二頁
- (21) 漁民に対する災害補償 水産労働 六号 二頁 一九四八年
- (22) 中村和夫 特殊な労働者—労働組合の資格審査上からみた—中央労働時報 四四六号 四四頁 一九六六年
- (23) 山本吉人 漁業関係 雇用形態と労働法 一九九頁 一九七〇年
- (24) 国武輝久 特殊雇用形態と労働者概念 日本労働法学会誌 四二号 一〇二頁 一九七三年